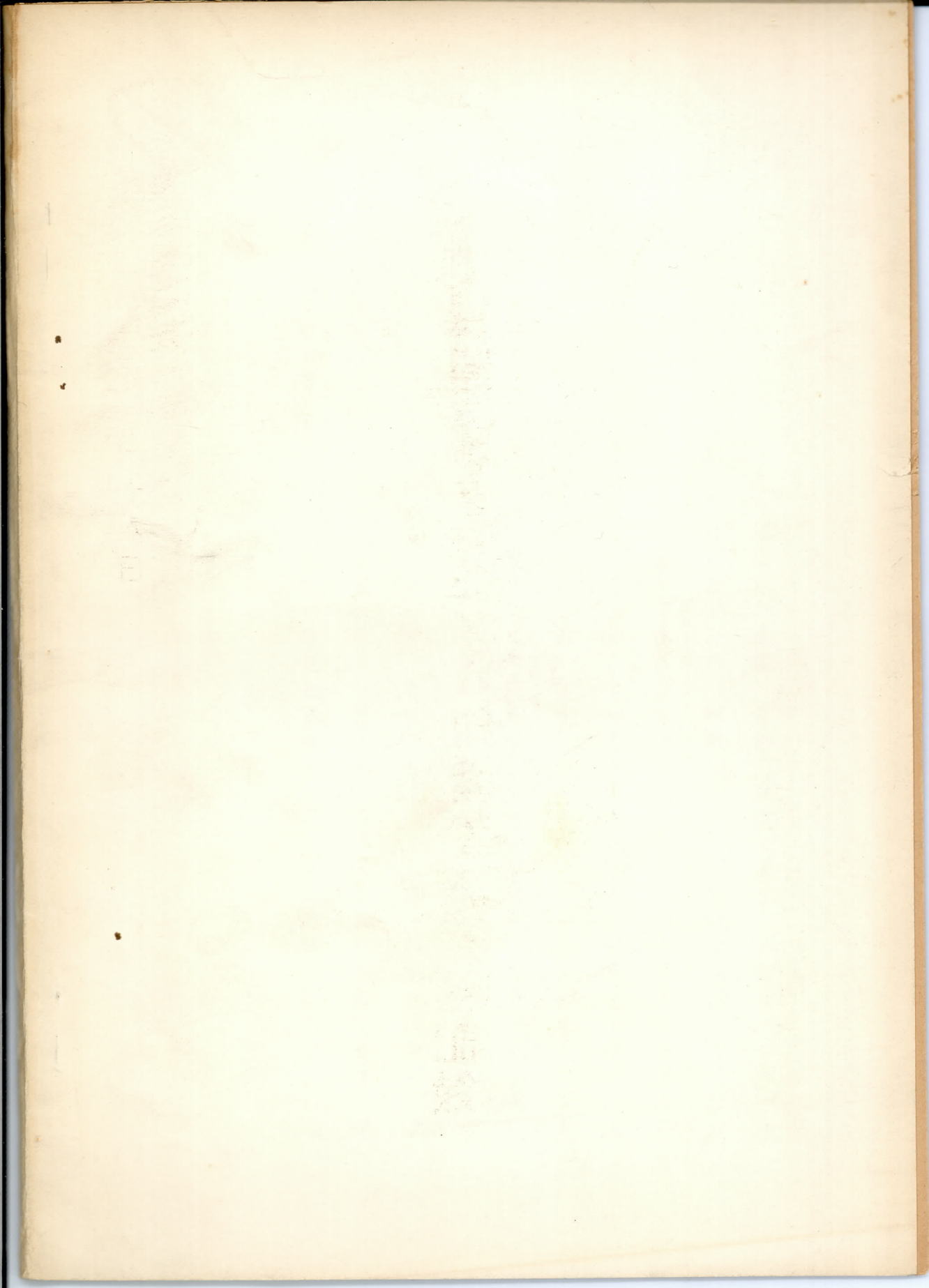


昭和三十三年一月十八日

人口問題審議会第八回総会議事速記録

於 工業クラブ四階会議室



發言順序

1. 司印者、官房係務課長、村上茂利

2. ~~本通産省~~ 企業部企業課長 上原 石川 村

3. 出資者。

農林大臣官房訓書官
~~農林大臣官房訓書官~~

橋 武 久

~~農林大臣官房訓書官~~
農林大臣官房訓書官

人口問題審議会第八回總會議事速記録

昭和三十一年一月十八日(金)
於工業クラブ四階會議室

一、開会 午前十時二十五分

一、議事

一、閉会 午後〇時二十五分

出席者 (五十音順)

委員

- | | |
|------|----------|
| 飯沼一省 | 石井英之助 |
| 賀川豊彦 | 木村忠二郎(代) |
| 小島文夫 | 芥藤邦吉(代) |
| 齋藤春 | 下村宏 |
| 寺尾琢磨 | 永井亨 |

専門委員

那須 浩

福田 邦三

村田 省三 (代)

山本 杉

黒木 利克

本多 龍雄

幹 辛

松岡 亮 (代)

山田 眞澄 (代)

その他

その他

労働省事務官

浜口 雄彦

村瀬 直養

山中 篤太郎

館 稔

村上 茂利 (代)

橋本 寿三男 (代)

人口問題研究所技官

人口問題研究所技官

一ノ内

昭和三十三年一月十八日

人口問題審議会総会速記録

午前十時二十五分開議

○館専門委員 大へんお荷をせいたしましたしまして申しわけございません。これから人口問題審議会の総会を開催いたします。

○下村会長 それでは開会いたします。御案内と存じますが、今度三十一年度版で厚生白書ができました。厚生省の方でもこれに力を入れていただいでこにでき上りましたことは御同慶に存じます。

さて、この会で審議に付する問題についてはもう今まで御案内と思っておりますが、ほとんど過去二年間にわたって相当長びいておるのでございますけれども、本日は、潜在失業対策に關する決議、またこれに關する御意見をお手元に差し上げてあります。中に北岡委員からの意見が出ておりましたが、これもごらんを願って

おいていただきます。

それでは一応山中委員長から、この提案されました案についての御説明なりお諾を願うことにいたします。

○山中委員 御指名がございましたので、人口問題研究会の方で最近決議されました決議の内容についてごく簡単に御説明を申し上げます。

お手元にごさいます「潜在失業対策に関する決議、昭和三十一年十二月十四日付」これがその中身でございす。人口問題研究会の方ではかねてから部会が二つできておりまして、ホ一特別委員会と申しますのがこの潜在失業対策に関する決議案を準備した部会でございす。この部会に所属されている委員の方々の御姓名は四ページ五ページに掲げてある通りであります。なお六ページ目にございすますように、実はこの決議に到達するまでには多少、時間と手数がかかり、十数回にわたる部会を研究会の形で開催いたしました上に、さらに、ここには書いてございませぬけれども、三のふさいグループの研究も重ねたわけでございます。

この部会所属の皆さんの御意見がこの決議の骨子になったわけでございますが、この決議に到達する前に、前回やはりこの審議会で御説明する機会を与えていただいた「人口収容力に関する決議」それが実はこの「潜在失業対策に関する決議」の前提になっております。私どもの部会ではその「人口収容力に関する決議」を一応前に置きまして、その中から多少焦点をある一つの問題点に集中するという形で、この潜在失業の対策を取り上げたわけでございます。しかしこの決議に到達いたしますまでに、実は、潜在失業という問題を取り上げることが果して対策の研究として妥当であるかどうかということが非常に大きな問題になりました。と申しますのは、潜在失業とはどういうものであるかということにつきましましては、皆さん方御承知の通り、学界において必ずしも最終的な結論ができていないというわけではございません。従いまして潜在失業というものをどういう事実と考えるかということ自体にも多少問題があるのでございますが、その点については小異を捨てて大同について考えてみるといたしまして、潜在失業と考えられる

現象自体は就業であるか失業であるかと申しますと、それはやはり就業なのでございませう。従いましてこれに対する対策を立てるといふことになりますると、どのような対策でもそのリアクションというものがあられるわけでありませうから、俗語で申しますと、寝ている子を起す現在、一応失業者の中に計算されないで就業人口の中に入っている人を、何か特別に問題のある、失業に近い人々として扱うことになりましますので、政治的に申しますと、平地に波乱を起すと申しますか、一応現在の日本の経済現象の中で消化されているものを、無理やりに問題としてほじくり起すという危険性がある。こういう点についての懸念は、委員の皆さんが一応持った懸念なのでございませう。どうかといつてこの問題に手を触れずにおいて日本で就業の問題を考えるといふことは、大仰な言葉で申しますと耳を覆つて鈴を盗むというふうなことになるはしないだろうか。ことに二十世紀中葉の世帯の現状を見ますと、潜在失業の問題がわが国では昭和五、六年ごろから学界の問題になつておりますことは皆さん方御承知の通りでございませうけれども、西政の社

とうございました。きょうはここへ建設、農林、通産、厚生、各省のエキスパー
トの方々もお見えになつておりますので、向題によつていろいろお聞きもしたい
し、またそういう方々からも意見があろうと思ひますが、これはあとで私ども打
ち合せて、なお専門の当局の立場からヒヤリングを何回かやってきめていくと
いうことにした方がよくなるかと思ひます。ヒヤリングはやはり総会でやりま
して、委員から話を聞くのも総会、それにインタレストを持つておる方々も総会
で聞いていただく方がよいと思ひますからやはり総会にしまして、いづれ時日は
当局の方々ともお打ち合せをしまして、それぞれ専門の立場のお話を聞いて、そ
れからあと、この案について決まとう、そういう順序にしたいと思ひます。御
了承を願ひます。まことにお忙しい中を御参会下さいまして非常にありがとうございますご
ざいました。

これにて散会いたしたいと思います。

午後零時二十五分散会

会 あるいはまた日本と非常に事情が近いと考えられるいわゆる後進地域におき
ましても、最近になつてこの潜在失業——これの英語もいろいろさまざまあるよ
うでございませけれども、ポテンシヤル・アンエンプロイメント、デイスガイズ
ド・アンエンプロイメント、ゴンシールド・アンエンプロイメント、ヒドン・ア
ンエンプロイメント、レイテンツ・アンエンプロイメント、アンダーエンプロイ
メントというような、あまり使われずにかつた言葉が使われ出したということは、
やはり今までそういう認識が学的に成長していなかつたということであらうま
すが、これが一九四五、六年に、正確に申しますと第二次世界大戦以後の世界に
おける新しい大きな問題になつておりました、今日の失業問題、私どもが十九世
紀の末以来現代社会の最も大きな矛盾の一つとして考えております失業の問題と
いうのは、今日まで私どもが経済学で考えて参りましたいわばクラシツクな失業
という問題だけでは対応できないのであつて、上っ面だけ皮相に見ますと就業な
のでありますけれども、合理的な意味での就業とはどうしても考へることができ

ないから、これに対する対策を立てない限り、先進国における失業対策というものの自体も首尾一貫し得なくなる非常に大きなおそれがある。こういうことが非常に強い議論になって出ておりました。国際労働機関あたりの——これは大体公式な機関の意見と考えてもよろしいのではないかと思えますけれども、そういうところの意見ですから、失業対策というものを二つに分けて、一つは従来の失業対策、もう一つはいわゆるコンシールドメント・アンエンプロイメントに対するアプローチというところが、一つの否定すべからざる、何人も認めなければならぬ結論というような形で取り上げられておるわけです。

そこで、私ども収容力の問題を考えましてかなり一般的な結論を出したわけでございますが、さらに研究を続けて参ります場合に、しからばどの方を次のステップとして取り上げるかということ考えた際に、多少政治的な面その他からの困難はあつても、一つ率直にこの潜在失業の問題ととっくんでみようではないかという事になり、この議論がきまりましたからさらにこのような審議会を続けま

して今日に至ったわけであります。この奥のいろいろな問題矣というものは、この決議に到達いたしました現在でも、決してなくなっているとは私ども考えておりません。従いまして、こんなことを申し上げますとはなほだおかしいようですけれども、この決議に御参加いただきました方も、ここに決して少くなくおいででございますけれども、この決議を初めて今日ごらんになる方々の中には、この問題を取り上げるといふこと自体にまず第一の疑念をお持ちになる方が決してないとはいえないと考えるわけでございます。その奥は私どもとしても十分に考えの中に入れて、初めから、非常にむずかしい問題であるけれども、これをそのままにしておいては非常に大きな問題を造ることになるのではないかという考えで、この決議案の作成にかかったわけであります。

なおもう一つ、内容について御説明申し上げる前にお断わりさしていただきたいと思ひますことは、これはどの委員会でも、委員会の結論は委員がきまつたときにかまつておるようなものでありまして、私、あやまつてこの第一候補別委員

会のヒリまとめ役というふうな仕事を仰せつかったのでございますけれども、この意見は決して私個人の意見でもございませぬし、委員のお一人の意見でもないのでございまして、いろいろな方の御意見を最大公約数というのですか、最小公倍数というのですか、そういうふうな形でとりまとめたものでございしますので、理屈を立て通すというふうな立場からこれをごらんになりますと、多少割り切れないういか、詭が衝突していやしいかというふうな点が決してなきにしもあらずということになりはしないかと思うのですが、これは私たち委員の共通意見の集大成ということになりますので、そのような点が多少出て参ることもやむを得ないと思ひます、しかしそういうふうな点を看過していただきますと、この短期間に学界でも非常に方々で研究の途上にある問題につきまして、これだけの結論を得られましたことは、委員の皆さんが非常に熱心に各方面から議論をして下さった共同研究ということがあつたことではないかとひそかに感謝してある次第でございます。

大へん前置きが長くなりましたが、この「潜在失業対策に関する決議」というものをごらんいただきたいと思います。なお、「潜在失業対策に関する決議要旨」というものも併せておきました。この「潜在失業対策に関する決議」は大へん長いものでございますが、七ページから十八ページまでがその中身でございます。この前の収容力に関する決議を私どもの委員会で行いました際にも、これと同じようなやり方をとつたのでございますが、いろいろ論点の多い問題を扱いますので、できるだけ疑いを残し得ないギリギリのところまで対策を立てたいということから、十九ページ以降にある「潜在失業対策に関する決議附属参考資料」というのがありますが、これで、できるだけ異論のない形で問題を把握したいということと、この兵の資料の作成につきましましては人口問題研究所の非常な御尽力をいただきました。それがなければこれだけの客観的な資料を集めるということとは非常に困難であつたわけでございます。これを基礎にいたしまして先一部の潜在失業の現状分析、先一部の対策の緊急性につきましましてはそれぞれ先内外に於け

て要矣か指橋してあるわけでございます。それ、これはごく少数の例外を除いて、全部官庁によつて作られた公けの統計資料に基くデータが基礎になっておるわけでございます。そのような、できるだけ議論の余地のないところで立案をいたしたいということでの決議と列直したわけでございますが、この決議の全体の構成は、ただいまごらんになつてゐるセパージの最初のところでわかりますように、まえがき、潜在失業の現状分析、対策の緊急性、緊急対策に分けたわけでございませう。これは、お読みいただければ大体ここにおいての専向家の皆さん方には御了解いただけることとでございますけれども、ごく簡単に順序によつて中身を御説明申し上げたいと思ひます。

このまえがきの部分において私もが述べましたことは、前回の決議、それからその後多少分析いたしました実証的な数字との間の関係から、才ニ段階としてどのような問題を取り上げるべきか、そしてその中で潜在失業の問題を取り上げるのはなぜかということ、一般的な社会に対する問題という意味で取り上げる

わけでございます。これも皆さん御承知のように、前回の私の「人口収容力に關する決議」の際に問題にいたしましたことは、現在の日本の人口問題というのは非常に鋭い意味で雇用の問題になりつつある。ところがそのような問題を引き起して参ります人口の新しい変動というものを見てみますと、多少十五年くらいの子測をしながら前回の意見を立てたわけでございますが、この子測は、幸いにしてというか不幸にしてというか、その後の事實の展開によつて裏切られていない。のみならず問題はむしろ深刻さを示しつつある。その中で特に私どもにとって深く取り上げて収容力対策の中で考えるべき問題は何かというと、それは潜在失業の問題である。なぜならば、現状を見てみますと、日本では年々百二、三十万の就業が最近数年間にございます。これは異常なる収容力の増大であると思つたのでございます。ところがその増加就業部分を見てみると、少くともこれは健全な雇用とか就業と申すことができないような面が多いのでございます。これは、わが国において前々からあるところの潜在失業現象というものが、現在の變貌し

た日本の国民経済の段階と、その内部においてこれまた変貌しつつある生産革命の入口のプレッシャーとの間で、このような問題が一そう激しい形で、また多少は前とは変つた存在の形で出て参りましたことを示すもので、労働力調査その他における失業者の数字とか就業者の数字というものをただその数字だけで見ても、日本の場合はもうほとんど完全雇用に近いもので、収容力の方の問題はほとんどないに近いようなものであるけれども、実際においてはその中に、潜在失業と私どもが考える問題がひそんでいる。これを正常化しなければ日本の収容力の問題は、非常に大きな問題を内部に伏在させて、ほおかぶりした形で先へ進むことになる。これはいろいろな意味から申しまして非常に心配であるということ。まず大づかみに最初あげたわけでございまして、いわばこれは序論と申しますかイントロダクションと申しますか、そういう趣旨でございます。そこで最近の潜在失業の状態でございますが、それはオ一部の九ページから先に、約十頁に分けて指摘してある事実によつてこの問題が十分認識されるのではないか。オ一には

農業の問題であります。これは昭和五、六年に潜在失業問題が起つたころと比べますと事情が多少違つてきております。あのころは、むしろこの部門に潜在失業者が隠れたわけでございますけれども、最近の日本の農業の情勢は、だんだんそのような潜在失業者を入れる場所ではなくなりつつあるようであります。もとのようにこれをさらにふくらせて潜在失業を中に培養し得るといふ状態はなくなつていふようでございます。しかしやはり現在の日本の農業は単一の産業部門といふたしましては一番大きいものでございます。就業人口も多いのでございますが、その中には潜在失業と考えられる人口がかなり入つていふと見られます。

それから才ニ氏は、このように農業部門が現在かなり大きな潜在失業者をかかえておこなっておりますけれども、昭和五、六年のように、才ニ次産業の失業者が農村に帰るといふような、野水池としての役割はだんだんなくなりつつあるようでございます。従いまして昭和五、六年ごろと違つて、潜在的失業状況の就業者が都市に集中化する傾向があるのではないかと、これが才ニの問題であると思ひます。

それから才三は、いわゆる低位就業、これは短時間就業ということ、時間の方で考えられるのでございますが、これの側面から見てみますと、短時間就業、それから非常に長い時間働かないととにかくその日が過せないという過重労働時間、これは労働する機会が少いということになっております。それからスエッティング・インダストリーなどに見られる非常に過重な時間の就業、これも労働力調査等でわかるのでございますが、ふえつつある。

それから才四氏は、先ほど申しましたように、最近の日本では年平均にして百二、三十万という就業増加がある。これは非常に大きな就業増加でありまして、わが国の実例からいって多いのみならず、世界的に申しまして、大へんな就業増加であると思います。ところがそのような増加就業の部分を見てみると、非農林部門における零細自営——これも統計がございしますが、非常に多いのでございませう。ことに商業部門が非常に多く、これらは過去においても日本の潜在失業の貯水池と考えられておったのでございます。しかもそれは、私どもがそう考えるの

みならず、一例をあげますと国際的な経済統計学者であるコーリン・クラークと
いうような人が、すでに戦前の日本の商業人口増加というものは——そういう言
葉は使っておりませんけれども、貧困増加の反映であると言っておりまして、國
民所得の非常に高いイギリスとかフランスとかアメリカの才三次人口増加の問題
とはむしろ区別して考えなければならぬ問題であるということを指摘しておるく
らいであります。そのような傾向が、最近の統計資料によつても非常によくわか
るのでございます。政府の五ヶ年計画が最初でございました際にも、約五百万ほどの
五ヶ年間の増加就業の大半は、この商業部門、サービス部門に吸収することにな
っている点からもその点がまた示されていると思ひます。

それから才五番目に学校の新規卒業者——これはむしろ義務教育の方の低い段
階でございしますが、その大部分は労働条件のあまりよくない中小企業、それから
家族従業員というような形で自営業というのが多いのでございします。

それから才六番目には日雇労働者というもので、従来日雇対策というものは夫

業対策として正常なる雇用が発見されるまで臨時に雇用の場として提供するといふことで始められて参つたものであることは御承知の通りでございます。それがようやく定職化しつつあり、ここにつまり潜在的失業の問題が起つてくるわけでございます。

才七番目には家内工業の問題がございます。家内工業の統計というものは必ずしも十分ではございませんけれども、散見される官庁統計によると、非常に低い賃金で、非常に悪い労働環境で生産に従事してある人がたくさんふえておる。また家庭内職というようなものも非常にふえておる。

それから才八番目。これは最近各方面で言われておることでございますが、賃金格差の問題でございます。もちろん一國全体にわたって同じ賃金が常にすべての人に支払われるというようなことはございませんので、ウエージ・ディファレンシャルズというようなことはいかなる国でもいかなる産業でもあることでございます。すけれども、わが国の場合においては非常な賃金格差がある。これは地方別

に比較をいたしまして、産業部門別に比較をいたしまして、そういう傾向が見えるのですけれども、わが国において非常に大きな特色と考えられることは、規模の小さな事業所で支払われている賃金が非常に低いということでございます。これも明確に官庁統計あるいは国際規格によつて示されておるところでございます。たとえばイギリスあたりで、千人くらいのところで働いている人の賃金を一〇〇といたしますと、十人内外のところでは働いている工業労働者の賃金は一割六分くらいの廂きしかございません。ところが日本の場合に同じような比較をしてみますと、大体半分以下という数字になります。アメリカの数字を拵つて参りましたも同じでございます。企画庁の経済白書の中にもこの事實はすでに指摘されており、さらに最近では労働省においてこのような事實をできるだけ詳細に明らかにするための調査が、相当の調査費用を使ひまして、昨年それから今年も規に行われつつございます。今調査中のものはもちろんわかりませんが、それらのすでにできました数字によつても、大体今までに得られた結論が誤まつていな

いということが論証されつつあります。

それから才九番目には低所得就業者数、これも工業だけでなく全産業にわたつての測定がいろいろの面から行われております。必ずしも完全とは申せませんが、れども、一応官庁のオフィシャルな統計によつてできているものを見ましても非常に低所得就業者数が多いのでございまして、これは農業だけでなしに、工業にも非農林の部門にも非常に広範に分布されておるのでございまして。

才十番目に、これは今までのところで目の前に現われてきた事実でございまして、前回の私どもの決議の材料にいたしました昭和四十年くらいまでの人口の動きの予測というものを、その後の事実をかみ合せて考えてみると、この激しい人口増加、特に生産年令人口の増加というものは、今九表にわたつてあげてきた現象というものを、日本の国民経済の中で、よほど現在と違った激しい変化でも起らない限りは、軽減するということよりはむしろ増大する、つまりこの矛盾を激しくする傾向が予測されるのではないか、これを要約すると、現在失業者が非常に多

い量に達しておるのみならず、よく言われることでございませうけれども低所得就業者数が七百万近く、賃金を支払われておる人の数だけでも百五、六十万という推定があるわけで、非常に低い、厚生省で依つた国民生活実態調査のぎりぎりの最低生活——入用として生きていくための最低生活の所得にまで達しないと考えられる人も、今申しましたように賃金をもらつて働いておる人の層でなおかつ百五、六十万という数字が出て参りました非常に膨大な数に達しておるのみならず、国民経済の成長に対応して今度は潜在失業もふえるという現象によつて、これはちやうど国民経済の発展と矛盾した、一方が合理的に進むのに対して他方はむしろ古い矛盾した状態を再生産するということになりつつあると考へます。

それから厚生行政の方から申ししても、貧困と疾病の相互拡大の様相がある。このような事実を前提にして、それではどうしたらよからうかということなのでございませうが、やはりこの問題は寝ている子を起すというようなことではなくて取り上げなければいけないのではなからうかということをお次に考へてみたのでご

ございます、I ということところは大体序論のような形でございませうが、之以降ぬところに簡単に指摘してあるわけでございます。

オニの点は主として経済上の問題点でございます。オ三の点は社会的な問題点というべきでございます。

経済的な問題点といたしましては、現在の農業政策、特に米の生産費というよ
うなものを考えあわせて、生産的な零細農家、潜在失業的な農家というものの滞
留が日本の農業政策を非常に困難にしておるし、またそういう点を通じて日本の
コストに影響してくる。

それから、かつてのように日本の農業は潜在失業のリザーブはあるとしても、
出したり入れたりする能力が減りつつある。それから要保護五帯が低所得のため
にふえておりまして、社会保障の予算というものに圧力を加えつつある。ことに
病気の増加ということがございまして、病気と低所得の悪循環がある。

それから日雇労働者の問題でございます。これはいろんなところで指摘されて

いるように、大へんに生産性が低くて、その費用は今後ますますふえる心配がある。

それからまた低賃金というものが、何か底がないように感じられます。低賃金というものは、結局所得が足りないものですから、本来ならば労働力にならないでおくべき人までも労働力にかり出す必要を生む。そういう状態ですから低賃金でもやむを得ないということになるのでございませうか。それは家事労働力——主婦の労働というものにも響いて参りました。これがまた病氣のもとになるというような悪循環がもうだいたい起りつつある。

それから、戦争後の日本の労働事情で大へんに大きな変化が労働組合運動によつて与えられておりました。労働組合運動の成長によつて日本産業における労働関係というものは非常に合理化されて参つたわけでございますが、それに比較して現在の膨大な賃金格差というものは逆に足を下からひるばるような作用をしておる。ことに現在の日本のように、国際的に生産力を高度化しなければならぬ

という必至の段階にきている国民経済にとりましては、これはやはり重要な問題であると考えざるを得ない。また労働事情の点から申しまして、労働力の使用を合理化するという点にこのような賃金格差がございしますと、水まし雇用をするというようなことも可能にならしめて参ります。要するに合理的な労働の使用ということがチエックされるおそれが多分にある。そのような労働事情は申すまでもなく中小企業に多いわけでもございしますが、これも現在の日本にとりまして大変大きな問題である。日本の経済指標の数字はほとんど全部といていいほど、昭和九—十一年のあの基準年次に比べまして一〇〇を突破してあるのでございしますけれども、輸出輸入は非常に低い状態にあります。これは自立経済の上から非常に困った問題なのでございしますけれども、もし日本の必要に応じて輸出が進むということになるとそういう産業はソーシヤル・ダンピングであるということによつてチエックされるという心配も単なる杞憂ではあり得ないのではないかと、それからまた日本の産業の高度化ということから参りますと、おそらく雇用労

力カに対しては非常に量の大きい資本を特定の産業部門にどうしても投下しなければならぬと思ひます。これは国民総奪の全体の必要からくるわけでありませうが、そうになると全体としての資本の圧力と全体としての労働の圧力が、今までと比べてアンバランスを生むわけでありませう。その過剰になつた部分の資本圧力に対して、過剰になつた国民の労働力というものは、これと結びついた資本力の薄い部門に雇わざるを得ないということになりますと、これは中小企業の労働力になるわけでございませう。ところが中小企業というものはもうすでに御承知のやうにいろいろな矛盾を含む産業部門でございまして、再びこの問題を再生産することにむづかるを得ないであらう。これも一つの必至の傾向として考えなければならぬ。それから、昭和五、六年の日本は、一方で輸出が大へんにふえながら、国内の社会混乱というものがいろいろな方面に矛盾を生みまして、最後には私どもが経験したような悲惨な状態に突入したわけでございませうが、そういう裏を考へますと、特に都市に潜在失業が集中的に滞留する傾向が新しく見えつつある

ということ、私どもとしても非常に心配なことでございまして、せつかく戦争後日本の社会が近代化されつつあるのに、それを再び逆戻りさせる力がそのような点から生まれてきはしないかというような点でございまして、そういうような点から考えると、やはりこれは社会的な問題として、手をこまねいて傍観すべき問題ではないと考えるわけでありませう。

こういうような点から潜在夫業者に対する対策の問題を考えたのでございませうけれども、率直に申しまして対策が大へんむずかしいのでございませう。この対策の部分は、私どもの委員会でも大へんに御議論があつたわけでございませうけれども、結局ここでは人口収容力の大きな特殊問題を取り上げるといふ趣旨から、いろいろ難点はあつたけれども、ここで考えたような順序で問題の対策を考えるべきではなかつたかといふ結論に到達したわけでありませう。

その対策の第一としてここに書いてありますのは、全体の対策の中で考えてほしいことを示したものでございませう。

いわゆる緊急策というものは之にこまかく分けて書きましたが、まず第一は、やはり人面として当然の生活ができるような最低賃金制度というものを考えるべきではなからうか、ところが日本では地位別の就業者の統計でもわかりやすいように、家族従業者の数が大へん多うございます。全就業者の三七%くらいが給与をもらつて生活してある方、あとは自営業者並びに家族従業者でございませう。ですから最低賃金制ではこれらの方々の問題は置きざりになるわけでございまして、これに対する対策としては、最低限度家内労働法——家内労働法というものは世界ではもう半世紀にわたる経験があるわけでございませうが、これもやはり最低賃金を肯定するということなのでございませう。ですから広く申しまして最低賃金制度というものをぜひやっていただきたい。幸いにしてこと被傭者に関する限りは労働基準法の中に最低賃金の制度がもうすでに定められておりまして、ただこれが実施されてないだけでございますから、産業の実情に應じまして一つぜひ実施するようになしていただきたい。私どもの委員会の考え方といたしましては、アメリカ

力の労働基準法のように全連邦一律最低賃金幾らというようにするのち、これは
労働事情の相違もございしますので、やはり適種適業から、可能なものから順次制
度の訓練を始めていくべきではなからうかと考えておるわけでございす。い
れにいたしましたし、最低賃金制度というものをまず最初に考える必要がある。

それから才三の点は、やはり農業の問題が非常に重要でありまして、これは農
業生産の近代化政策を強かに推進するとともに、農業だけでは無理となっている
部分につきましては、農村工業も相当可能性があるのでないかと思ひます。

それから才三にはこのような対策と並行いたしました、たとえば最低賃金制度
に対する一つの大きな批判は、そういうものをやったら失業者がふえるだろうと
いうことでもあります。私も、私も国際的な過去の経験から失業者が出るのではな
いかと思ひます。やりようによつては必ずといつていいほど出ると思ひますが、
その対策には公共事業というものをできるだけ生産的にやる。これはいろいろ
ことが考えられるわけでありまして、現在都市でやっているこわしてはまた依る

という道路のようなものではないに、いろいろなものを加味した公共事業をせひやっていたきたい。ただその場合には余っている労働力の居る場所と、その事業の行われる場所との食い違ひが必ず起ると思ひますので、それに対する対策も同時に考えられなければならぬのではないかと思ひます。それからまたどうしても社会保障制度を考えないわけには参りません。これは国民所得の再配分、国民経済の能率的運営という立場から、日本の場合は特に被傭者でなしに自営業者を対象とした社会保障をせひやっていたきたい。

それからその次には潜在失業が今後一番ふえると考えられる商業部門でござい
ます。最近政府で作りました中小企業振興対策審議会というのがございまして、
私はそこで意見をとりまとめる役目を仰せつかつて居るのですが、実は商業部
門に対する対策というものが無いのです。私は東京商科大学というところで長い
こと月給をもらつて参りました。その人間が商業対策がないと言うのは祿盗人と言
われるおそれがあるのでございませうけれども、卒直に申しましてなかなか十分

な対策がございませぬ、この矣の勉強はむしろアメリカなどの方が進んでおるのではないかと思ひます。これは事情の相違だと思ひますけれども、とにかく商業部内に対する対策を立てなければならぬ。つまりオ三次産業の合理的展開といふことはオ一次、オ二次産業というものが非常に大事なので、その矣も考えるべきではないか。同時に商業そのものも自主的に成長するような方途が講じられるのではないか。

それからオ五番目には中小工業の合理化、組織化といふことをいろいろな矣について考えなければならぬのであります。ここではこまかい矣を指摘することを省略しておわけてございませぬ。

それからもう一つ大事な矣は、現在の日本の国民経済の構造は、非常に大きな意味で縮減がえの必要にある。生産力を高度化しなければならぬ。従来は労働者の供給に対してできておるいろいろな産業教育の施設というものを考えると必ずしも十分ではないので、再教育の問題も含めて労働力の適正な産業配分の考慮と

産業教育の再編成ということが大へんに必要になつてくるわけでありませう。それからこれらの問題と比べれば小さいのですけれども、移民ということとは別に、国外雇用ということもできれば考えるべきではなからうかということも言つたわけでございます。なおこれらの諸島の対策は、やはり全体として長期的な対策というものを同時に背後に拵つておられなければ意味がないので、できるだけ長期的な問題を考へてほしい。しかしその中でも特に雇用問題、近代経済学などで考えられておる合理的なフル・エンプロイメントを、単に経済政策でなくフル・エンプロイメントということを経済政策の中心目標にするように経済計画の組織を立てなければならぬ。これがオーストラリアの対策になるわけでございます。それから、そのような雇用をふやします産業部門を考えなければならぬのでございますが、そのようなものは理屈がどういふようになるか割り切れていないのじやないかという御意見があるのではないかと思ひます。輸出だけでなく、国内市場の開拓というふうなことも十分考へるべきではないか。

それから、これは前回の決議でも問題になったことでございますが、最近の出生、死亡の差から考えると、生産年令人口の山は最近十年のところにあるわけでございます。それから先に札幌になるかもしれませんけれども、それはやはり全体の就業の機構を合理化しておいてこそ初めて言い得ることなのであります。その最も山の激しいところを中心にして考えておくべきではないだろうか。

この試案は対策の要訣を指摘したわけでございます。たとえば最低賃金制度をやったところから失業者がどれだけ出てくるか、出てきた失業者がどこにどれだけ吸収されるか、それに対する対策を予算の上でどう考えたらいいかというような非常に具体的な問題になると、卒直に言つて触れてないわけでありまして、これでは対策になつていないという批判が出るのではないかと思ひます。この点は私どもの非力の結果なのであります。残念ながら人口問題研究会の方の現在の機構では多少自信を持つて言える数字まで把握して作り出す余裕がございません。ここまで参りますのが精一ぱいだったのでございまして、その点はお叱りを

ただかなければならない点でございます。しかしもし多少とも私どもの作つた決議がお役に立つようなことがございましたら、その点をお取り上げいただいた上で、今申しましたような具体的な立案をやっていたとしますと大へんありがたいと思うわけでございます。

大へん長くなって申しわけございませんでしたが、一つこれでお許しをいただきますと思います。

○下村会長　ただいま山中委員から御説明がございましたが、これに対して皆さんから質疑なり御意見がございましたら御発言を願います。

○賀川委員　質問させていただきます。最近海運界が非常に好景気です。今後十年間に八百八十万トンになるといふことであります。高筆海員の養成といふことが取り上げられていない。さきにサポートを本して四倍ぐらい注文があるそうですが、そういうことを御研究になりましたでしょうか。

○山中委員　私ども造船業だけでなしに、合理的な雇用がふえつつあるといふことも

勘定に入れております。ただその方面の雇用の増加のためには資本が相当要るのでございます。その向きとのつり合いが、そこで雇用がふえましても、やはり全体の生産年令人口と供給ということがどうしてかアンバランスになる。最近のこの好景気というのは、実はこういう好景気るときであればこそ、こういうような対策がむしろ手が打てるのではないかと、いうふうには考えたわけでございます。

それかりなお造船業のことですけれども、造船業は実はつい三、四年前までは臨時工という、非常に私どもの方から申しますと、はなはだ好ましくない雇用形態をとっておった産業なんです。一部の造船会社は最近臨時工を全部なくしてしまいました。こういうことは非常によい傾向ですが、必ずしも全部なくなっておられない。ですから造船業というような大へん近代的な産業におきまして、雇用がふえる傾向にありますことは大へんよいのですけれども、そういう場合でもなおかつ臨時工的な形での雇用増加は困るという釘だけは一本さしておかなければならないのではないかと考えております。

○賀川委員 造船業でなくて海員です。今たいてい四倍ぐらい需要がありました。今高等海員の養成所は商船大学と神戸の深井のニカ所しかない。乙種海員、丙種の海員などの養成機関もないのであります。大体において日本の職業教育が非常に備してあると思ひます。たとえば学校によりましては、普通の商業教育とか、経済教育とか、法律教育、文科教育をしてくれぬところもある。神戸市あたりは二千五百人ぐらいのことし高等学校に入りたがってある。ところがさういふ学校を卒業してもたいてい失業者になつてしまふ。そこで神戸市では職業教育をしよう。ことに今度は技術員を養成しようとしておる。西洋の各地域を回つてみても、みな技術教育を盛んにやっております。日本は職業教育の方面がおくれであるので、海員に關する教育でももう少し盛んになつてもよいと思ふのです。十年すれば八百八十万トンぐらいに達する。今三百六十万トンぐらいですが、そのときに対する海員を全然養成しておりませんし、潜在失業者を受け入れるような教育もしておらないし、家庭もその氣になつておらぬし、妙な傾向なんです。どう

いうふうにお考えですか。

○山中委員　私前の御質問の趣旨を誤解したらしくて、はなはだ申訳ございませんでしたが、今海軍に従事する船員の養成の問題でございますが、これはおっしゃったような問題があることは私も先般来から聞いております。ただ全体としての産業教育の問題は、十七ページの六番目にあげましたことは今賀川さんが御心配になっておりますようなことを考えたつもりなんであります。ただ今海員の養成とか、個別的な仕方をしておりませんけれども、全体として今の日本の産業教育というのを見ますと、これは多少お叱りを受けるかもしれませんけれども、実は職業教育という言葉が使われておりませんで、産業教育と言うようになったことは非常によい傾向なんです。戦後日本の教育改革が一般の教育ということを中心にして、人間の育成ということをやりましたために、いわゆる専門教育というものが従前に比べますと多少疇間の割り振りからいつて後退してあるわけであります。私どもの関係している大学などでも、そういう問題が常に議論さ

れるのです、問題はむしろ中学校、実業高等学校の額であるのではないかと思います。しからはその点をどういうふうに組み直したらばよいかということなんです。すけれども、実は産業教育振興法というものが議員立法で四年ほど前にできております。これは実業高等学校の教育設備を産業教育の目的のために拡充していくということ、たしか初めは十年間に約二十億を使うということ、で計画されておりました。これはたしか今文部予算の中でかなり大きな一つのアイテムになっております。しからはそれならば問題ないのかということ、今賀川さんのおっしゃったような産業界の要請とうまく結びついた産業教育になっているかということ、実はたとえば実業高等学校などを見ますと、農業高等学校が非常に多いのです。農業高等学校を生まして農業に従事するかと申しますと、しないのです。これは官庁もそうでありますが、学校というものも一ぺんこしらえてしまいますと、なかなかあとで交えることができないせいではないかという気がいたします。今の実業高等学校はそのままといたしまして、別の実業高等学校をふやせばよいので

はないかと思ひます。ところがただそれだけでもいけないのでございまして、文部行政というものが産業政策というものとなかなかうまく結びついておりません。この点は文部行政のやりにくい点もあるのだと思ひますけれども、産業の方がたとへば最近の石炭業のように、つい二、三年前まではどんなにしても希望退職の人を募りたいと言つておつたために、ことしあたりは大へんな勢いでつい二、三年の間に雇用量というものの見通しも大へん暗くなつてくるということがあるもので、学校というものは建てますと多少長期的な計画でやらなければならぬものですから、その食い違ひがどういふところに安全度があるかという計画がなかなか立てにくいのであります。立てにくいからいいかげんにしておいてよいということではないと思ひますけれども、そういうことを的確に計画する機関が現在ではきていないのではないかと、いふふうには私も考へております。それですからここで眞正な勞働配分を考慮した産業教育の整備を期待したいという点を主張いたしたつもりでございします。もう一つ日本の産業教育で問題がございしますのは、

なりやすいのですけれども、何かそういうような弾力性のあるシステムを考えていただきたいと思うのであります。ただそういうこまかい点まで触れますとほかとのバランスが破れてしまいますので、御議論はございましたけれども、それを多少抽象的な言葉使いであります。なかで述べさせていただいたわけであり
ます。

○斎藤（斎）委員　ちよつとお尋ねしたいのですけれども、十六ページ、労働基準法と家内労働法に關することが書いてあるのですけれども、これはどういふふうなことを考えておられる家内労働法なんですか。

○山中委員　最低賃金制の方は労働基準法がございますから、一応形ができています。いふふうに見えると思いますが、家内労働法の方はまだできておりません。結局西政の国々でやっております家内労働法規がどういふふうになっているかというところが私の経験上の判断材料になっておるわけでございます。西政でやっておりますのはイギリス、フランス、多分西独でも今やっているとありますが、

元のドイツにもあつたわけでありませう。またスイスとかベルギー、オランダにもあつたと思ひます。これは業種を指定いたしましたし、そうして登録をさせるのであります。これがまた非常に必要なんです。登録しませんと工業に従事しているものがどこにいるかわからないので法律の施行ができませんから登録をいたしました。仕事を出します方と、仕事を受けます方と、それからその中間業者、大体その三つを登録させまして、そうしてそのそれぞれに仕事の台帳というものを備えつけさせるのです。それで仕事の分量をそれによつてチェックする。同時に賃金額もそれによつてチェックすることができるようになっておく。それから今度は大体その関係業の営業者の方は委員に選ばれるようですけれども、労働者はなかなかひまありませんし、知識もないものですから、その地区の労働者の代表者。それに学識経験者という者が入りまして、賃金決定の委員会のようなものができておきます。この委員会の権限が国によつて多少違つてはいるようですけれども、そこです。いろいろな見方からある産業の最低賃金は大体このくらいの範囲でこのくらい

の仕事ができて一日幾らという計算を公布するわけなんです。これは国によって多少の違いはございますけれども、大体家内労働法の骨子になっております。つまり登録制度は才三君が最低賃金をきめて、もちろん罰則などは国によって多少違っているようでございますけれども、これによって最低賃金制度を中心にした家内労働法をやっているということになっております。ですから家内労働法というものは中味は非常に簡単なものでございます。労働時間の制限とか、たとえば衛生問題その他もございましてけれども、そういうものを大体含めた形で法律で正式にきめることができないものですからやっておられないというのが普通のようにあります。

それからついででありますけれども、家内労働法を実施した結果は、どうなっているかという点と、家内労働法を実施した結果、注文をほかの国にとられてしまつたという例もございまして、それから家内労働法が実施されましたために、従来の酒屋さん、労働者を使っておりません酒屋さんが廃業をいたしましたして、工場に移

つてしまつたという例もございます。そのいろいろの例の詳しい分析というものは、私どもの見ました資料ではまだまだ断片的でございます。十分の研究の必要があるんじゃないかと思ひますが、やはりその行われますときの産業の情勢というものが大へんに法律の効果とは重大な関係があるということだけはわかつております。

○斎藤（斎）委員　そうすると事業主の家族なんかは現在は労働者と考えられてないわけなんです。労働者としての網を打ってしまうということになるわけですか。

○山中委員　つまり賃金がある一人の人の労働力に対して支払われるわけなんです。

その一人の人の労働力というものはその個人を登録してはつきりさせるわけです。ですからたとえば親子が一括にありまして、子供が学校に行っているというような場合は子供は登録されないわけですから、親というものが労働者である、ところが子供が学校を出てフル・タイムで仕事をすることができるということになると、子供も親と一緒に登録させる、こういうことが可能になる、ですから家内労働法ができま

すと、家内労働法の中で一人前の人間として働いているのはだれかということが
きめられるわけでありませう。

○ 斎藤（斎）委員 疾病保険や何かの關係があるので伺っているわけです。それはそ
れといたしまして、もう一つ「貧困と疾病との相互的拡大その他の悪循環」とい
うような問題があるのですけれども、この辺はだいたい社会保障との關係が出てく
ると思うのですけれども、その対策主としてこれは結核の問題が大きいんじゃないや
いかと思います。同所に感ずるのですが、何かその対策についてお考えがございま
したらお聞かせいただきたいと思います。

○ 山中委員 ただいまの悪循環の問題は結局悪循環として僕らは取り上げるわけです。
悪循環をどこで切るかという問題です。今罹ってしまった人は仕方がありません
から、これは社会保障でいくよりしようがない。そうでない場合は病気を起させ
ないようにするために正常な雇用があればよいので、社会保障よりもむしろそち
らの方が大事ではないかと思っております。ですからここで社会保障を考えてお

りますのは、社会保障をこしらえちやつて、さあみなこれで来いというのではなしに、それでやってみて一つのリアクションも生れてくるから、社会保障も考えなおかなければならぬという点から、順序からもそこへ出てきた、そういう意味でございます。

○斎藤（斎）委員 先ほどちょっとお触れになりましたけれども、結局あとは再配分の問題になるんじゃないかと思えますけれども、そうなってくると多少の数字的の裏付けがないと、ごくラフなものになつてしまうので、近い将来にでもお作りいただきたいらよいのではないかという気がいたします。

○石井委員 一つお尋ねを申し上げたいのですが、対策の中に二、三カ所に「国民経済的採算」ということがございますが、これは大体どういうお考えでございませうか。

— 45 —
○山中委員 「国民経済的採算」という言葉は非常に常識的な意味で考えております。そういうようなソーシヤル・アカウントというものが必ずしも確実にできるわけ

ではありませんけれども、ある産業部門にとっては有利であつても、それからそれがまた多少一時的な効果はあつても、国民経済全体から見て国民経済全体が長期的な動きというような点から、やはり考えるべき点が十分にあるのではなからうかということか言いたかつたのであります。

○石井委員　そういう考え方で参りまして、これは農業の方の関係なんかでは始終問題になりまして、非常にむずかしい問題でございしますが、十六ページの(2)のところに、「この場合、国民経済的採算に合わないような従来の保護政策を再検討し、
L 云々とございしますが、これはどういふものを、国民経済的採算に合わないものであるというふうにして、正確ではないかもしれぬけれども、大体どういふものを国民経済的に採算に合わないものであるとお考へになりましたか、その辺を一つでございましたらお伺いをいたしたいと思います。」

○山中委員　実はここのは必ず御疑問が出てくるのではなからうかと思つておつた点の一つでありますけれども、ここで私どもの仲間として考へましたことは、

やはり米の生産の問題を中心にして考えまして、現在の日本の米穀会計というものは、国民経済採算の上からいっても非常に大きな問題で、半分税金に近いような問題がそこにあるわけであり、その中にはやはりどうしても日本の食糧生産をいろいろな意味から確保する、従ってその生産を保護する、できるだけ外貨に依存しないで、国内の食糧自給をやるといふような考え方があられるわけでございます。その考え方の中にもやはり従来の生産費をそのまま計算の中に入れておきますので、多少米穀を生産する農家としての採算点において非常に低いものまで入ってきてしまっているのではないかと、それをむしろ多少合理化することによって、それらの方々は米穀生産農家でなしに、たとえば農村工業というようなことで新しい収入の場を見つけていく、同時にたとえば米の生産というような単一の商売としてお大きくございまして、今の国家財政の中でも米穀会計というものが大へん大きな問題になっておりますので、日本の合理的な米の生産というものを進めるためには、再業の農家が安心してやっけていけるような措置を考えるべきではな

いかという趣旨になるわけでありませう。

○ 石井委員

そういたしますと、私も理解をしておりますところと若干食い違いがあ
るのではないかと思っておりますので、少し申し上げてみたいと思つたのでありますが、
米の生産を例にとつて考えてみますと、現在の米価のきめ方というものは生産費
を計算いたしましたして、それに基いて米の価額をきめるといふやり方をしております
せんので、そういう主張はいたしませんけれども、そういうことにはよらないで、
むしろアメリカの占領時代から向うのやり方を輸入をいたしましたして、例のパリテ
ィ方式というやつで工業生産費の価額水準に見合う、それとのパリティのとれた米
価ということまで一切それでやってきております。最近でもいろいろ議論はござい
ますけれども、政府のやつておるのはパリティの原則でやつてゐるわけでございます
ます。従つてこの御報告の中にもございますように、たとえば対策のところの十
三ページにございますように、この中に「しかも現在の多分に保護政策的な米価
ではかつて米生産農家の約二割ないし二割五分はその生産費をつぐなつていな

い、このようにふうにお考えになつてゐるように、この程度はいろいろ問題がございませうと思ひますが、現在の米価で生産費をカバーされない農家というものは相当数ございますわけなんです。従つて今の状態というものをどう考えますか、この今の米価というものを、本来いわば米作を棄つてもよい農家に米作を維持させるための米価であるというふうに認識をいたしますが、そうすれば米価尙遺というものは非常に大きな対策を考えておられるような見地からいつて非常にやかましい問題になると思ひますが、私どもはどうもそうではないんじゃないかというふうに思つてゐるわけなんです。

そこで今食糧管理特別会計の赤字問題というものが非常にやかましく言われて、それもお話になりましたが、あの特別会計に生じておるいわゆる赤字、それを一般会計で買収をしておりますものは、あれはむしろ消費者米価を上げないといふところからくる財政買収だと私どもは考えますわけで、実態はそうではないかと思ひます。生産者米価は昨年のときは下りましたけれども、消費者米価という

ものはここ何年か据え置きになつてゐる、その消費者米価を据え置きにしてゐるというところが、国民経済全体の安定発展のために必要であるということから、一般会計で買相をしておるといふのが食糧管理特別会計の赤字問題の本質ではないかというふうには私は考へるのであります。その辺に多少お考へ方の違ふ点があるかと思つておりますが、そういう点からこの米価の問題、しいてはここにお迷ひになつておる国民経済的採算から見ても適當でないと思はれるやり方を變へるというその問題は、さらに御検討を願へれば大へんありがたいという感じがいたすわけでありませう。始終これがむずかしい問題になつておりますのでお尋ねをいたしますと同時に考へを多少申し上げたのであります。

○山中委員　この問題は私どもの仲間でもなかなかむずかしい問題で多少割り切つちやつたやうなことをここで言つてしまつてゐる形になつてゐるわけですが、今の消費者米価の問題と生産者の手取りの問題というものが、今日の食糧会計でもつて、国民経済の問題と農業経営の問題が背中合せになつておりました。一方で議

論しておりますと、国民所得の方から米の値紋が高くなつては困るじゃないかというようなことが出て参ります。その点はおのずから問題の性質が違いますので、二つに分けて考えなければならぬというように私もは考えておるわけであり、ここでやはり全体としての合理的な所得をふやすために、農家経営というものをどういふふうな条件に置く方がよいのだろうか、私どもの方で特に問題になりましたのは、これもいろいろ御議論はあるかわしれませんけれども、一町歩前後の専業農家が最近苦しいということが問題なのであります。ここではそれより多少下の脱落していく、農家と言えないようなものが形の上では主として出てくるのではないかと思ひますけれども、一町歩前後の専業農家というものがペイし得るような合理的な農業生産の市場組織というものが何か考えられないだろうか、それは物価に違つた意味ではね返つてくるかわしれません。そのことをまた今の状態のままでは生産者の方へおっかぶせるというような形でいきますと、またそちらの方の問題がいつまでも片づかないということになりますから、

一 應ここでは私個人の考えになつてあるいはほかの委員方からしかられるかも知れませんが、やはり農業の問題は農業として再生産の問題が立ち行くようなことを考えなければならぬ。ことに競争力の問題というものがあつたやうでない。みたく、現在の日本の再業農家と考えられまゝところが、たとえば米、だけではいけないだろうと思ひますが、近代的な農家になつて、しかも米の生産をやつて採算がそれだけで立ち行くというやうなことが期待できるのではないか、つまり政策自体に多少頭の切りかえを——つまり問題点になつているところをこの際何とかスパツとやつていかなければなりません。生産政策と消費政策というものは始終くつついていゝるわけでありまゝから、合理的な農業経営に基礎を置いた農業生産政策というものを考えなければならぬ。背合せのやうなもので攪乱されていゝると問題は片づかないおそれがある。かういふことが多少言いたかつたのであります。問題としてはじやどこで線を切るかということになりますと、なかなか詳しい実体的な資料に基いた議論が出ないと思ひます。個人としましては多少

そういうような考えを拵っているわけでございます。全体がそういうような形をとりなかつたので、資料が今ここに出ておりませんけれども、考え方はそういうふうなことでやってみたのであります。那須先生からも多少そういう点に触れての御質問がこの前あつたんじゃないかと思ひますが、農業の問題だけに、中小企業政策にいたしましたし、お題目のようにはあけておりますけれども、これだけのことかどうしたら行えるかという具体的な問題になりますと、実はそのことのために大へんな対策、資料が要するというような問題は、かりで、それらのことが実はこの問題をとり上げますについて、多少勇気を必要としたことの中身になるわけでありまして、そういう趣旨でございます。

○那須委員　山中さんから私の名前をお出しになりましたので、関連してちょっと意見になります。この機会に一言申し上げておきたいと思ひます。それは日本の農業政策におきまして、本来の農業政策と社会政策というものが往々として混同されておるといふことをごぞいまして、具体的に申しますと、最近わが国

におさまして、畜産を非常に奨励いたしております。そうして在来の主要農家が畜産を加味し、さらにいろいろなものも加えまして、たとえば一町歩内外の農家として相当の収入があるようでありませう。経営いかんによりましては一町歩ぐらいの農家で総収入百万をあげることには必ずしも不可能ではございません。そういう方面にかじをとつて参り、そうして一町歩ぐらいの農家が一頭あるいは二頭ぐらいの乳牛を飼うことを奨励する。農林省等でそういうような処置を講じますると左翼の方の一部の人から、政府は富農政策をとつているんだ、農村において三反、五反というような過小農が非常に困難に陥つておる、この層の生きていけるような処置をしないで、比較的富裕な農家の生活が安定するような策をとることには間違つておるといふような議論が往々にして出るのであります。私はこの三反、五反、あるいはそれ以下の兼業農家が単に販売した少額の農産物の収入でりっぱに生活のできるように、これらの農産物たとえばそれと米もかりに含めるといたしましよるか、これらの農産物などの価格の対策を立てるといふことに非常

に大きな無理があるのではないかと思うのであります。それでこの点については山中さんからおしかりというお言葉がありました。私は決してそうでもございませんで、そういう点をはつきり区別して御主張になつてゐることはよいと思つております。狙しこう申しますと、今日の米価に關する政府の処置が國民経済的採算に合わないような保護政策をとつてあるのかどうか、これにつきましては私も石井委員のおつしやつたことと同様の疑問があるのでございまして、もう少しこれは御検討いただきたい、こう考へております。

○ 下村会長 他に何か……

○ 斎藤(斎)委員 ちよつと伺つておきたいことですからけれども、審議の過程の中で、今の労働基準法は御承知の通り今あれは完全に守られてゐるとだれも考へてははいないので、かなり無理な法律ではないかと思ひますが、ああいうものを実情に合わせて変へていつたらよいじやないかという様なことがありましたかどうか伺ひたいと思ひます。

○山中委員　そういふ御議論はございませんでした。

○賀川委員　私先ほど農村においてはおもう人口収容力及び潜在失業者を世話する能力はなくなつてしまつたというようなお説でしたけれども、私はそう思つておられないのです。やはり今でもいよいよ困つてくれれば村へ帰る傾向を持つてゐるし、少し議論がましいですけれども、たとえば冷害対策の問題です。これは私は農林省が悪いと思います。また指導者階級も悪い。オー、フィンランド、スエーデン、ノルウエー、デンマーク、北ドイツではみな北緯六十度から七十度あたりで冷害に困つておられない。それを日本では北緯四十二度あたりで冷害に困つてゐるといふことは日本の農業指導の誤謬である。オー、食糧対策も間違つておる。フィンランドあるいはスエーデンあたりでは稗をパンにしてホットケーキに焼いて食つておる。けっこうごちそうなんです。うまい。ところが日本では稗を食つてゐるのはかわいそうだといふふうにも新聞に書いてある。あるいはデンマーク、スエーデンあたりでは皆さんも召し上つてゐるでしょうが、燕麦でりつぱなパンを作る

のです。それを日本では全然教えていないのです。従つて先ほど那須先生がおつしやいました問題ですが、乳牛なども北海道あたりでも今までのやり方では失敗するにきまつておる。飼料が渡つておればいつかは困ることはわかつておるので、草を中心とする乳牛にかえなければならぬことはわかつておつた。それを専らにやったものですからあんなふうになつた。さらに今度はむりやりに四百九十ハの市を作つてしまつて、村の地域を狭めてしまつて都会というものをうんとふやしたために、村の美しい生産ができなくなつてしまつた。私は非常に歎いておるので、最近島根県の斐伊川という町はわざわざ三つの村を合併して市になるところを村にしてしまつた。これは一種カレジスタンスでしょうが、町から市になつたら純粋な気風が破れるから村にするといつて三万五千の村を作つてしまつたのです。私はどういふ点から考へて、もう少し日本の全体としての人口収容力ができるところをできぬようにしておると思ふんです。岩手県の盛岡のわきにある原敬氏の村の隣村ですが、今度市に入つた村中が歎いておる。もうこれでおし

まいだ、そこは中学校も校舎を建てたし、公談の建物とか、公民館もあつたりしましたか、市に入つたら何もしてくれぬ、それから三里とんで酸ヶ湯という温泉が盗岡市に入つた、つながつておらぬところをつなげておる、こういうようなことで岩手県の農業協同組合の人に聞いたら、こんなむちやくちやな町村合併をしたら困つてしまうといつて歎いておる人がおりましたが、私は十分やれる農村の生産をとめてしまうという傾向が出てきたと思うのです。農村青年は毎晩映画館に行く、こういう傾向で市役所では予算を十分とつてくれないうで村の教育はほとんど顧みられない傾向になつてしまつた。こんなことで一体日本の将来はどうなるだろうかと思つて歎いておる。私はこの前もここで申し上げました通りに、樹木伐採法についても全然顧みられない。村の山は過半数というものは国有林で草は許可してくれますけれど、もう少し国有林を農村の人々に開放してくれたい。わづいぶん生産がふえるものを、わざわざ国有林にしてしまつたらもう開放してくれないのであります。日本では米の生産に力を入れておるが、麦の生産という

ものも非常に進歩してきたのです。これは福島県の沿岸地帯ですが、一反歩十三石三斗とっておる。お米の倍くらいとれる、これは技術的に優れたもので、世界に十三石三斗なんという生産のできるのは日本だけですが、そういう技術についての指算はしないし、米はかり食いたいという国民全体の傾向もある。こういう点から考えても、私はもう少し少し少し入口収容力の問題についての全体的なプロポーザルがなければならぬ。漁業も同じことです。今の悪い傾向は工業用水の悪水を流すために、沿岸漁業は全滅状態です。つまり工業中心になり過ぎて農業、漁業を減することが入口収容力の縮まった理由なんで、もう少し全体としてのプランニングをやってみなければ、私は入口収容力は發揮できないと思つてゐるのです。私はこういう点からただいま仰せられました村の潜在失業者の吸収はできないということに対して私は疑問を拵つております。それを山中委員に伺つて私は私自身の意見がましい点を許してもらいます。

○山中委員 御意見なのでお伺いしておけばよいことだらうと思ひます。ただ私ども

潜在失業と農村との関係が昭和五、六年ごろと違ってきたと考えております。これはむしろ農村がよくなったという理解の仕方であり、つまり昭和五、六年ごろでしたら、自分の身を食つても農村に人を入れて、今まで金肥だったものを人肥に直すというようなことをやったわけです。最近の農業は非常に多くの部分で非常によくなつてきておりまして、そのような非採算的なことはやらない傾向が見えてきた、このごろの言葉でドライなんです。ドライというよりもそういう無理なことをしてはいけな、やれないとか何とかということではなしに、無理なことはしない方がよいんじゃないかという考え方が相当生まれてきているのではないかと思います。これも大体昭和五、六年ごろと違っている点ではないかと見てゐるわけであります。それでは農村が全部昭和五、六年ごろと違つたのかと申しますと、それはそうではないので、今賀川さんのおっしゃつたように、向題がたくさん残つてゐると考えればこそ、この中にも農村の向題も取り上げましたわけです。ですからその点は御意見と非常に食い違つてゐるというふう

にも考えられます。

○賀川委員 先ほど山中委員から商業失業者が出た場合に、これをいかに解決すべきか、問題は解決しないとおっしゃるのでありますが、私はこれはユダヤ人の方式に従うべきだと思います。ユダヤ人は国土を失って千九百年経ちますけれども、ユダヤ人は世界中に散って人口は、どんどんふえてきております。私は日本は四割五分くらいの領土を失つたためにかえって発展できるのではないかと思っております。商業移民としてほんとうに正直な信頼できる人を海外へ送りさえすれば、これは工業移民も同じことなのですが、日本の生産品がついていくと思っております。これは移民も同じことなんです。ブラジルにわずか四十五万ぐらいしかおりませんけれども、そこに日本の商品がついていく、アメリカも同じことです。私は中英の華僑の連中が海外特に東洋において占めている地位を、日本の知識階級が商業者として出ていけば、中国人と一鎗になつて相当に海外へ出られると思っております。私は日本に突然きた一昨年からの造船に対する注文の増加、来る

べき五年前は大丈夫といわれておる造船の注文などは、日本の技術教育が徹底したからあり得たことであつて、むしろ勤労階級にあの技術がなかつたら私はとてもこんな大きな造船ブームはまなかつたと思つたのです。イギリスの造船界がタンカーを作るのに一年かかるのに、日本では五カ月で作つてしまふ、その技術に舌を巻いている、この技術教育が神戶においては岸田軒造というチンバの人が今から四十年前に職工を養成してくれたことが今日の結果になつてきたのであつて、私は技術教育をやれば収容力は相当ふえると思つております。私は家族計画大賛成で、最近早稲田のある教授が家族計画に絶対反対だということを表明して年賀状をくれましたが、私はそうは思つておらぬのです。しかし私は技術教育のない場合において、絶対に人口収容力はふやせないと思つております。商業移民でも商業だけのことを教えないでもう少し技術一般を教えて、海外へ行つて小工場も経営しながらやれるようにしていただかぬと、私は日本の人口問題は解決できないと思つております。この点について私は山中委員の商業に対する解決方法を考

えておらぬと聞いたので、私はもう少し突きつめて、日本の国内で実は引き揚げ同胞が多過ぎて困つておつて、私ども生活協同組合は圧迫を受けてある。この二十二日、二十三日に身取果の米子に集まって協同組合反対運動が始まるので、私は全国の責任者として弱っているのですが、われわれをいじめないでもう少し海外に勇躍するよう言うてもらいたいと思います。

○山中委員　私どもがここで扱いました商業の問題は、国内の小売商業の問題でありまして、今賀川委員かりお話があつた貿易とか、それから国外における移民の問題と、この問題は、直接問題の対象としておりません。移民の問題というものはもちろん非常に重大な問題でありますことは、たとえばイギリスのような国が十九世紀を通じて一千万移民を出したというように、ビクトリア時代の英国の人口圧に対して非常に大きな力を発揮したということ、あるいはまた最近のイタリアあたりが年十五万ぐらいずつ国外へ移民ができることになつてゐる、これは大へんにうらやましいことだと思ひますが、委員会の方の研究分組がございまして、移民の問題には

一切融れなかつたわけでございます。その点を一つお含みいただきたいと思ひます。

○下村会長 他に御意見、御質問ございますか。―それじや時刻も十二時を過ぎましたから閉会いたしますが、ちよつとお許しを得て私ただ二、三だけ参考に聞いておきたいのですが、賀川委員のおつしやつた職業教育、ことに昨今造船が盛んになつてきてなかなかこれに対策が長ばない、私どもむさように聞いております。ただ私の長い箇の経験だけを参考にお話しておきたいと思ひます。きつとそういう問題もこれから私は起ると思ふ、それは特に専門教育ことに大学の教育、それも工科とか理科とかいう方面になつてくると、そのときの需要、供給の状態によつて非常に動いてくる。石井委員も言われたように、すべての問題は米そのものが凶作と豊年とで非常に違つてくるし、それから造船とか造兵とかその他特殊の工業に属するものは、そのときの状態によつて非常に注文がくるし、注文がきてもそれに応ずるだけの人もない、設備もないといふので今度、どんどん作る、そう

してでき上つてきた時分にはまた今度は逆になつてきて、設備もできまた教職員もみなできてしまつたけれども生徒の方がなくなるといふこととなる。私の体験は日清戦役、日露戦役からオ一次、オ二次の大戦のときに、私どもの友人ことに大学の私どもの同窓やすべての人が苦勞をみななめてきています。いつでも、土木とか電気というものはあまり変らぬですけれども、造船だとか造船だとかいうものは、十分な生産設備ができ上つたころには注文がこないのです。ですから学校などにして十分な収容力かできたころには志願者がなくなつて困るといふことをいつも訴えられる、ですからこれからまた造船の方の教育設備を増すとまた余つて困るときがくるから用心せよという意味で言うのではない、私の言うている意味は、それでけつこうじやないか、いずれの国でも工業はだんだん発達していくのだ、また発達するように研究をしなければならぬし、そういう時代に備えて今かりりつぱな技術者を作つておくことは将来役に立つからよいじやないかと思ふのです。けれども、今造船が景気がいい景気がいいといつても、その景気

がいつまでも籠っていていくかというところ、そうは思わなければ、むしろ必要なことは、去年おとしあたりから造船はこうなってきたことを予期して、もっと早くから手廻しすることが、文部当局その他の考えるべきことじゃないか、私は今東京高等商業学校というところの校長をしているのですが、永井博士にも来て講義を願ったこともあります。ここで私は商業政策なり工業政策なりを教えているときに、これから紡績はどんなふうになっていく、海運はどんなふうになっていくというので、それぞれの専門の設備を作るというのは工業学校ではないからで、きませんが、海運なり造船なりであつてもみな経済の面に従事する人は要るんだから、その海運なり造船、造船なり造船というものに対する知識を一つ早くから教え込まなければいけない、そういうところで、働く人が必要だという意味で今やっているのですか、特に神戸とかどういうところには一層そういうことが私は急務であると思ひます。そういうとき、つまり文部省なり教育なり教育に關係を保持しているところが何卒でも先立ってこしらえていく、私はそういうことによつて設備

なり入かどんどんできていくことが望ましいと思います。これは何も造船だけの問題ではなくほかの方面にもあることで、きようはここに文部省の方は見えておりませんが、これはいずれこの会から文部当局の方々へ、賀川委員からこういう御意見があったということを伝えて、少しでもおくれないうちに、そういう方の対策は講じなければならぬと、かように思っております。

それから賀川委員の食糧問題、これは前からたびたび賀川委員からお聞きするので、私は全部は賛成できないんだけれども、よい意見をたくさん聞かしていたので、ことに都市と農村の問題については僕はいろいろ意見を交わしたい、一日かかるかもしれませんが、とにかくきようは各委員から非常に有益な御意見を聞くことができて非常に私も仕合せであります。ことに日本の新生活の運動からいっても、食糧問題で私は賀川委員から非常によいヒントを得たことをありがたく思っております。

本日は山中委員長から長く御説明にあずかりました質疑応答にあずかつてありが